

〈 出席停止について 〉

学校は集団の場ですから、感染症には特に配慮が必要です。感染症にかかったら、必ず学校に連絡してください。なお、下の表の感染症の場合、医師の許可があるまで出席停止扱いとなります。インフルエンザ以外の下の表にある感染症については「登校許可証明書」をおわたしします。（※1インフルエンザ」「※2その他の感染症」と「コロナ感染に関する措置」については欄外をご覧ください。）

分類	感染症の種類
第一種	エボラ出血熱、クリア・コンゴ熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ポリオ、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウィルスであるものに限る）、特定鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等感染症、中東呼吸器症候群（病原体がMERSコロナウィルスであるものに限る）、指定感染症及び新感染症
第二種	※1インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）、百日咳、風疹（三日ばしか）、麻疹（はしか）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、水痘（水ぼうそう）、咽頭結膜熱（プール熱）、結核、髄膜炎菌性髄膜炎
第三種	<p>コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎（はやり目）、急性出血性結膜炎</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>※2その他の感染症 溶連菌感染症、ウィルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症、その他（医師の指示があったもの）</p> </div>

- ※1 第二種インフルエンザについては取り扱いが異なり、医師により登校の許可がおりたら、保護者記入による「インフルエンザ治ゆ届」を提出するようになります。「インフルエンザ治ゆ届」は中原小学校HPからダウンロードしてお使いください。（学校にも用紙はありますので、必要な場合は学級担任までお知らせください。）
- ※2 その他の感染症は座間市で定めた感染症で、医師の診断により感染すると認められたものについては出席停止扱いとなります。「登校許可証明書」の用紙が必要なことを学級担任までお知らせください。
- ※「コロナ感染に関する措置について」（R3. 4. 1現在）
 下記については出席停止扱いとします。登校許可証明書は必要ありませんが、①②の場合は保健所からの指示に必ず従ってください。
- ① 新型コロナウィルスに感染した場合
 - ② 濃厚接触者に特定された場合
 - ③ 発熱等のかぜの症状がみられる場合
 - ④ （レベル2、3の地域において）同居の家族に発熱等のかぜの症状がみられる場合
 - ⑤ 医療的ケア児や基礎疾患児について、登校すべきでない、と判断された場合 など